改正後

（令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付）

第二条の二　令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

一　法第十九条の二第一項に規定する役員等（以下「役員等」という。）が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（第三号において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき退職手当以外の給与（当該役員等を兼ねていた期間のものに限る。）

二　令第三条の二第一項の報酬又は前号に掲げるものの性質を有する給付

三　役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から一部免除承認前に支給された退職手当（当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。）

四　令第三条の二第一項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

（基準報酬年額の算定方法）

第二条の三　令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　令第三条の二第一項の報酬の額並びに前条第一号及び第二号の額の事業年度ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　令第三条の二第一項の退職手当の額並びに前条第三号及び第四号の額の合計額

ロ　役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数とする。

(1)　理事長又は副理事長　六

(2)　理事　四

(3)　監事又は会計監査人　二

（令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付）

第二条の四　令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

一　役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当（当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。）

二　令第三条の二第六項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

［新設］

［新設］

［新設］

改正前